

下水道

下水道の接続工事は供用開始後速やかに

【下水道課】

下水道への接続は、「汲み取り便所の場合は供用開始から3年まで」「浄化槽の場合は供用開始後遅滞なく」と法律で定められています。下水道は、各家庭のトイレや台所などから流される汚れた水をきれいな水に処理し、紀の川に返す役目を担っています。

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。

下水道が整備された区域で、まだ下水道に接続していない場合は、速やかに接続をお願いします。

●問い合わせ 下水道課 計画係 ☎33-3160

税

所得税確定申告橋本会場は2月3日(木)から

【税務課】

●期間 2月3日(木)～9日(水) (土・日曜日を除く)

●場所 保健福祉センター

●時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

●受付方法などについて

申告相談の当日整理券を午前7時30分から保健福祉センター正面玄関前で配布し、番号ごとに申告会場への集合時間を設けます。申告相談は1日あたり300人程度で、上限に達した時点で配布・相談受付を終了します。

●受付方法などについて

スマートフォンをお持ちの人は、原則としてスマートフォンを利用して申告書を作成していただけます。

●問い合わせ

- 税務課 市民税係 ☎33-6212
- 粉河税務署 ☎0736-73-3301 (音声案内)
※音声案内に従い、「2」を選んでください。
※詳しくは、広報はしもと2月号でお知らせします。

国民健康保険税等の納付額証明について

【税務課】

令和3年1月から12月に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

納付書・口座振替で納付されている人には、1月21日に納付額証明書を郵送しますのでご利用ください。なお、年金天引きにて納付されている人は、同時期に日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

納付書・口座振替払いと年金天引きの両方で納付されている人は、納付額証明書に併記していますので、申告の際はご注意ください。

●注意事項

- 納付金額は、本人とその同一世帯以外の人にはお答えできません。
- 納付後、市で確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

事業者の皆さんへ 給与支払報告書は1月31日(月)までに提出しましょう

【税務課】

事業者の皆さんが前年中に給与の支払いを行なった場合、支払額の多少にかかわらず、アルバイトなど非正規職員および専従者を含むすべての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日現在における住所地の市町村長へ給与支払報告書を提出する必要があります。提出方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

●問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

納期限のお知らせ

【税務課】

- 1月31日(月)
 - 個人市・県民税……………4期
 - 国民健康保険税……………7期
 - 後期高齢者医療保険料……………7期
 - 介護保険料……………7期

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

- 相談日時 (毎月第4日曜日および第4水曜日)
 - 1月23日(日) 午前8時30分～午後5時
 - 1月26日(水) 午後5時15分～8時
- 場所・問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

償却資産申告は1月31日(月)までに

【税務課】

償却資産とは、会社や個人で事業を営む人が、その事業のために用いる機械・備品・構築物などをいい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産の状況を申告していただく必要がありますので、1月31日(月)までに、税務課まで申告書を提出してください。なお、新たに事業を始めた人や廃業などにより申告すべき資産が無くなった人についても申告は必要です。

また、インターネットによる電子申告エルタックス(e L T A X)も利用できますので、ご利用ください。

●エルタックスホームページ

https://www.eltax.lta.go.jp/

●問い合わせ 税務課 資産税係 ☎33-3706

子ども

ひとり親家庭医療費助成制度について

【こども課】

ひとり親家庭の父または母もしくは一部の養育者、および18歳に達する日以後の最初の3月末までの児童にかかった医療費のうち一部負担金(保険適用分)を助成する制度です。ひとり親家庭でなくても、父または母が一定以上の障がい状態にある家庭や、父または母が裁判所からDV(ドメスティック・バイオレンス)による保護命令を受けた家庭なども対象になる場合があります。ただし、所得制限があります。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

児童に関する手当について

【こども課】

児童に関する手当の支給には、所得制限など条件があります。詳しくは、市ホームページで確認していただくか、お問い合わせください。

●児童扶養手当

ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月末までの児童(児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満まで)を養育している人に支給されます。ひとり親家庭でなくても、父または母が一定以上の障がい状態にある家庭や、父または母が裁判所からDV(ドメスティック・バイオレンス)による保護命令を受けた家庭なども対象になる場合があります。ただし、所得制限があります。

●特別児童扶養手当

政令で定める程度の身体・知的・精神障がいの状態にある児童、および長期にわたる安静を必要とする病状にある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

乳幼児・小中学生医療費助成制度について

【こども課】

中学校修了前の児童にかかった医療費のうち、一部負担金(保険適用分)を助成する制度です。ただし、所得制限があります。なお、健康保険被保険者証や住所の変更などがある場合は変更届を提出してください。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

子育て世帯生活支援給付金の申請はお済みですか

【こども課】

広報はしもと2021年6月号・7月号でお知らせした新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への特別給付金は、2月28日(消印有効)が申請期限です。ただし、収入額による制限があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

スマートフォンなどで確定申告書が作成できます

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページ内に、画面の案内にしたがって金額などの必要な事項を入力すると、確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。作成したデータはマイナンバーカードを利用してイータックス(e-Tax)で電子申告(申告書の送信や申告書の作成など)ができます。

【税務課】

●国税庁ホームページ

詳しくは、国税庁ホームページ(右の二次元コード)からご確認ください。



●提出先・問い合わせ

〒649-6592 紀の川市粉河807
粉河税務署 ☎0736-73-3301 (音声案内)
※音声案内に従い、「2」を選んでください。



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

子育て世帯の生活を支援するために、特別給付金を支給します。

【こども課】

- 給付額 児童1人当たり10万円
- 対象児童 (以下のいずれかに該当する人)
 - 令和3年9月分の児童手当の支給対象児童
 - 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童
 - 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童
- ※特例給付の対象者を除く
- 支給対象者 対象児童の保護者のうち、児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる人。
- 支給時期 申請が不要な人には、12月中旬から案内送付の上、順次支給しています。申請が必要な人には、1月中旬から案内を送付する予定です。いずれの案内も届かない人は、お問い合わせください。
- 問い合わせ こども課 ☎33-6102

